

総合評価落札方式(営繕関係工事)に関する運用ガイドライン 新旧対照表

総合評価落札方式(営繕関係工事)に関する運用ガイドライン(平成 25 年 4 月 3 日制定)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後			改正前																										
<p>入札方式の分類</p> <p>略</p>			<p>入札方式の分類</p> <p>略</p>																										
<p>共通事項</p> <p>略</p>			<p>共通事項</p> <p>略</p>																										
<p>簡易評価型総合評価に係る採点基準</p>			<p>簡易評価型総合評価に係る採点基準</p>																										
<p>【採点項目と配点】</p> <p>略</p>			<p>【採点項目と配点】</p> <p>略</p>																										
<p>【各評価項目と評価方法】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価項目</th> <th>評価方法</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入札価格点数</td> <td>略</td> <td>60 点</td> </tr> <tr> <td>会社工事成績</td> <td> 15× 入札参加者工事成績／最高工事成績 (小数点第2位未満切り捨て) (1)～(8) 略 (9) 各年の平均値の計算期間は暦年(1月1日～12月31日)とする。 例) <u>令和3</u>年度の総合評価に用いる3年間の工事成績平均点 1年目 <u>平成30</u>年1月1日～12月31日までに完成検査が行われた工事 2年目 <u>平成31</u>年1月1日～<u>令和元</u>年12月31日までに完成検査が行われた工事 3年目 <u>令和2</u>年1月1日～12月31日までに完成検査が行われた工事 (10) 略 </td> <td>15 点</td> </tr> <tr> <td>会社同種工事实績</td> <td>略</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>			評価項目	評価方法	配点	入札価格点数	略	60 点	会社工事成績	15× 入札参加者工事成績／最高工事成績 (小数点第2位未満切り捨て) (1)～(8) 略 (9) 各年の平均値の計算期間は暦年(1月1日～12月31日)とする。 例) <u>令和3</u> 年度の総合評価に用いる3年間の工事成績平均点 1年目 <u>平成30</u> 年1月1日～12月31日までに完成検査が行われた工事 2年目 <u>平成31</u> 年1月1日～ <u>令和元</u> 年12月31日までに完成検査が行われた工事 3年目 <u>令和2</u> 年1月1日～12月31日までに完成検査が行われた工事 (10) 略	15 点	会社同種工事实績	略	—	<p>【各評価項目と評価方法】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価項目</th> <th>評価方法</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入札価格点数</td> <td>略</td> <td>60 点</td> </tr> <tr> <td>会社工事成績</td> <td> 15× 入札参加者工事成績／最高工事成績 (小数点第2位未満切り捨て) (1)～(8) 略 (9) 各年の平均値の計算期間は暦年(1月1日～12月31日)とする。 例) <u>令和2</u>年度の総合評価に用いる3年間の工事成績平均点 1年目 <u>平成29</u>年1月1日～12月31日までに完成検査が行われた工事 2年目 <u>平成30</u>年1月1日～12月31日までに完成検査が行われた工事 3年目 <u>平成31</u>年1月1日～<u>令和元</u>年12月31日までに完成検査が行われた工事 (10) 略 </td> <td>15 点</td> </tr> <tr> <td>会社同種工事实績</td> <td>略</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>			評価項目	評価方法	配点	入札価格点数	略	60 点	会社工事成績	15× 入札参加者工事成績／最高工事成績 (小数点第2位未満切り捨て) (1)～(8) 略 (9) 各年の平均値の計算期間は暦年(1月1日～12月31日)とする。 例) <u>令和2</u> 年度の総合評価に用いる3年間の工事成績平均点 1年目 <u>平成29</u> 年1月1日～12月31日までに完成検査が行われた工事 2年目 <u>平成30</u> 年1月1日～12月31日までに完成検査が行われた工事 3年目 <u>平成31</u> 年1月1日～ <u>令和元</u> 年12月31日までに完成検査が行われた工事 (10) 略	15 点	会社同種工事实績	略	—
評価項目	評価方法	配点																											
入札価格点数	略	60 点																											
会社工事成績	15× 入札参加者工事成績／最高工事成績 (小数点第2位未満切り捨て) (1)～(8) 略 (9) 各年の平均値の計算期間は暦年(1月1日～12月31日)とする。 例) <u>令和3</u> 年度の総合評価に用いる3年間の工事成績平均点 1年目 <u>平成30</u> 年1月1日～12月31日までに完成検査が行われた工事 2年目 <u>平成31</u> 年1月1日～ <u>令和元</u> 年12月31日までに完成検査が行われた工事 3年目 <u>令和2</u> 年1月1日～12月31日までに完成検査が行われた工事 (10) 略	15 点																											
会社同種工事实績	略	—																											
評価項目	評価方法	配点																											
入札価格点数	略	60 点																											
会社工事成績	15× 入札参加者工事成績／最高工事成績 (小数点第2位未満切り捨て) (1)～(8) 略 (9) 各年の平均値の計算期間は暦年(1月1日～12月31日)とする。 例) <u>令和2</u> 年度の総合評価に用いる3年間の工事成績平均点 1年目 <u>平成29</u> 年1月1日～12月31日までに完成検査が行われた工事 2年目 <u>平成30</u> 年1月1日～12月31日までに完成検査が行われた工事 3年目 <u>平成31</u> 年1月1日～ <u>令和元</u> 年12月31日までに完成検査が行われた工事 (10) 略	15 点																											
会社同種工事实績	略	—																											

改正後			改正前		
企業経営	<p>3×(入札参加者の経営事項審査総合評定値(以下総合評定値という。)-同一発注工種及び同一格付の入札参加資格者の総合評定値の下限値) / (同一発注工種及び同一格付の入札参加資格者の総合評定値の上限値-同一発注工種及び同一格付の入札参加資格者の総合評定値の下限値) (小数点第2位未満切り捨て)</p> <p>(1)対象となる総合評定値 開札日が属する年度の前々年度の10月1日からその翌年度の9月30日までの間のいずれかの日を審査基準日とする経営事項審査に基づく総合評定値とする。 (例) <u>令和3</u>年度の場合は、<u>令和元</u>年10月1日から<u>令和2</u>年9月30日までの間を審査基準日とするもの。 (2)～(4) 略</p>	3点	企業経営	<p>3×(入札参加者の経営事項審査総合評定値(以下総合評定値という。)-同一発注工種及び同一格付の入札参加資格者の総合評定値の下限値) / (同一発注工種及び同一格付の入札参加資格者の総合評定値の上限値-同一発注工種及び同一格付の入札参加資格者の総合評定値の下限値) (小数点第2位未満切り捨て)</p> <p>(1)対象となる総合評定値 開札日が属する年度の前々年度の10月1日からその翌年度の9月30日までの間のいずれかの日を審査基準日とする経営事項審査に基づく総合評定値とする。 (例) <u>令和2</u>年度の場合は、平成<u>30</u>年10月1日から<u>令和元</u>年9月30日までの間を審査基準日とするもの。 (2)～(4) 略</p>	3点
配置技術者 工事成績	<p>5×その者の配置技術者工事成績 / 有効な入札のうち最高の配置技術者工事成績 (小数点第2位未満切り捨て)</p> <p>(1)～(2) 略 <u>(3) 現に他の工事で監理技術者として配置している技術者を配置予定技術者とする場合は、必ず監理技術者補佐を配置すること。この場合、監理技術者を評価対象とする。(以下監理技術者補佐を配置する場合も、監理技術者を評価対象とする。)</u> (4) 共同企業体(甲型)の構成員の場合は出資比率が20%以上の構成員の技術者等として行っていること。 (5) 施工期間中に、交替等により技術者等として配置されていない期間がある場合は、配置された期間が2年以上に及ぶか又は工期の半分を超えること。 (6) 対象工事と同一の発注工種のものとする。(なお、別表第1の第1欄に掲げる発注工種とそれに対応する第2欄から第4欄に掲げる発注工種は同一の発注工種とみなす。) (7) 完成検査の日が調達公告の日の7年前の日の属する年度の4月1日以降であり、工事成績の通知日が当該入札の開札日の前日までの間にあること。 (8) 県外業者との共同企業体による工事の工事成績については対象外とする。 略</p>	5点	配置技術者 工事成績	<p>5×その者の配置技術者工事成績 / 有効な入札のうち最高の配置技術者工事成績 (小数点第2位未満切り捨て)</p> <p>(1)～(2) 略 (3) 共同企業体(甲型)の構成員の場合は出資比率が20%以上の構成員の技術者等として行っていること。 (4) 施工期間中に、交替等により技術者等として配置されていない期間がある場合は、配置された期間が2年以上に及ぶか又は工期の半分を超えること。 (5) 対象工事と同一の発注工種のものとする。(なお、別表第1の第1欄に掲げる発注工種とそれに対応する第2欄から第4欄に掲げる発注工種は同一の発注工種とみなす。) (6) 完成検査の日が調達公告の日の7年前の日の属する年度の4月1日以降であり、工事成績の通知日が当該入札の開札日の前日までの間にあること。 (7) 県外業者との共同企業体による工事の工事成績については対象外とする。 略</p>	5点
配置技術者 同種工事実績	略	—	配置技術者 同種工事実績	略	—

改正後			改正前						
配置技術者 資格	配置技術者(主任技術者又は監理技術者として対象工事に配置する者)の有する資格を次の表の区分に応じて評価する。 共同企業体の場合にあつては、代表者が配置する者に限る。		2点	配置技術者 資格	配置技術者(主任技術者又は監理技術者として対象工事に配置する者)の有する資格を次の表の区分に応じて評価する。 共同企業体の場合にあつては、代表者が配置する者に限る。		2点		
	資格区分	資 格			配点	資格区分		資 格	配点
	一級技術者	略			2点	一級技術者		略	2点
	<u>一級技士補</u>	<u>主任技術者の資格を有する者のうち、建設業法第27条第3項の規定による一級の技術検定の第一次試験に合格した者</u> <u>(例) 一級建築施工管理技士補等</u>			1点	二級技術者		建設業法第27条第1項の技術検定その他の法令の規定による試験で、当該試験に合格することによって直ちに法第7条第2号ハに該当することとなるものに合格した者又は他の法令の規定による免許若しくは免状の交付を受けることによって直ちに同号ハに該当することとなるものを受けた者であつて一級技術者以外の者 (例) 二級建築施工管理技士等	1点
二級技術者	建設業法第27条第1項の技術検定その他の法令の規定による試験で、当該試験に合格することによって直ちに法第7条第2号ハに該当することとなるものに合格した者又は他の法令の規定による免許若しくは免状の交付を受けることによって直ちに同号ハに該当することとなるものを受けた者であつて一級技術者及び一級技士補以外の者 (例) 二級建築施工管理技士等	0.5点	その他の技術者	建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は法第15条第2号ハに該当する者で一級技術者、 <u>一級技士補</u> 及び二級技術者以外の者 (例) 実務経験者等	0.5点				
その他の技術者	建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は法第15条第2号ハに該当する者で一級技術者、 <u>一級技士補</u> 及び二級技術者以外の者 (例) 実務経験者等		略	略					
CPD	配置技術者が建築CPD運営会議等の継続教育学習制度(CPD)において学習履歴証明書により評価基準以上の実績があることが証明された場合に1点加算する。 (1)対象工事 建築一般、電気工事、管工事 (2)学習履歴証明書の証明日は調達公告の開札日前3か月以内の日とし、学習履歴証明書(証明日前3年間の履歴を証明する証明書)により証明された配置技術者の取得単位数とする。 (3)下記のいずれかに該当した場合1点を加算		-	CPD	配置技術者が建築CPD運営会議等の継続教育学習制度(CPD)において学習履歴証明書により評価基準以上の実績があることが証明された場合に1点加算する。 (1)対象工事 建築一般、電気工事、管工事 (2)学習履歴証明書の証明日は調達公告の開札日前3か月以内の日とし、学習履歴証明書(証明日前3年間の履歴を証明する証明書)により証明された配置技術者の取得単位数とする。 (3)下記のいずれかに該当した場合1点を加算		-		
継続教育学習制度(CPD)	運営者	評価基準		継続教育学習制度(CPD)	運営者	評価基準			
建築CPD情報提供制度	建築 CPD 運営会議	5単位/ <u>4</u> 年		建築CPD情報提供制度	建築 CPD 運営会議	5単位/ <u>3</u> 年			
建築士会 CPD制度	(公社)日本建築士会連合会	5単位/ <u>4</u> 年		建築士会 CPD制度	(公社)日本建築士会連合会	5単位/ <u>3</u> 年			

改正後				改正前																																	
	<table border="1"> <tr> <td>継続職能研修(CPD)</td> <td>(公社)日本建築家協会</td> <td>5単位/4年</td> </tr> <tr> <td>建築設備士協議会CPD</td> <td>建築設備士関係団体 CPD 協議会</td> <td>5単位/4年</td> </tr> <tr> <td>建築・設備施工管理CPD制度</td> <td>(一財)建設業振興基金</td> <td>5単位/4年</td> </tr> </table> <p>※ 配置予定技術者を2名記載する場合はCPD、その他の配置予定技術者にかかる評価点を合計しその評価点が低い者の点数を採用する。</p> <p>※ 予定価格が3,500万円未満(建築一般については7,000万円未満)の場合は評価対象としない。</p> <p>※ <u>令和4年度から令和7年度までの間</u>においては、<u>新型コロナウイルス感染症の拡大防止に伴う対応として、『総合評価落札方式(簡易評価型)における配置技術者のCPD評価基準の見直し及び適用時期の再周知</u>について(令和3年2月1日付第202000246434号鳥取県総務部管轄課長通知)により、<u>評価基準を以下のとおりとする。</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>評価基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和4年度</td> <td>10単位/4年</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>15単位/4年</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> <td>20単位/5年</td> </tr> <tr> <td>令和7年度</td> <td>25単位/6年</td> </tr> <tr> <td>令和8年度以降</td> <td>25単位/5年</td> </tr> </tbody> </table>	継続職能研修(CPD)	(公社)日本建築家協会	5単位/4年	建築設備士協議会CPD	建築設備士関係団体 CPD 協議会	5単位/4年	建築・設備施工管理CPD制度	(一財)建設業振興基金	5単位/4年	年度	評価基準	令和4年度	10単位/4年	令和5年度	15単位/4年	令和6年度	20単位/5年	令和7年度	25単位/6年	令和8年度以降	25単位/5年				<table border="1"> <tr> <td>継続職能研修(CPD)</td> <td>(公社)日本建築家協会</td> <td>5単位/3年</td> </tr> <tr> <td>建築設備士協議会CPD</td> <td>建築設備士関係団体 CPD 協議会</td> <td>5単位/3年</td> </tr> <tr> <td>建築・設備施工管理CPD制度</td> <td>(一財)建設業振興基金</td> <td>5単位/3年</td> </tr> </table> <p>※ 配置予定技術者を2名記載する場合はCPD、その他の配置予定技術者にかかる評価点を合計しその評価点が低い者の点数を採用する。</p> <p>※ 予定価格が3,500万円未満(建築一般については7,000万円未満)の場合は評価対象としない。</p>	継続職能研修(CPD)	(公社)日本建築家協会	5単位/3年	建築設備士協議会CPD	建築設備士関係団体 CPD 協議会	5単位/3年	建築・設備施工管理CPD制度	(一財)建設業振興基金	5単位/3年		
継続職能研修(CPD)	(公社)日本建築家協会	5単位/4年																																			
建築設備士協議会CPD	建築設備士関係団体 CPD 協議会	5単位/4年																																			
建築・設備施工管理CPD制度	(一財)建設業振興基金	5単位/4年																																			
年度	評価基準																																				
令和4年度	10単位/4年																																				
令和5年度	15単位/4年																																				
令和6年度	20単位/5年																																				
令和7年度	25単位/6年																																				
令和8年度以降	25単位/5年																																				
継続職能研修(CPD)	(公社)日本建築家協会	5単位/3年																																			
建築設備士協議会CPD	建築設備士関係団体 CPD 協議会	5単位/3年																																			
建築・設備施工管理CPD制度	(一財)建設業振興基金	5単位/3年																																			
受注額	<p>4×(1-県工事受注額/ 県工事平均受注額または「生産指標額×k1」 (マイナスまで算出し、下限値はマイナス30点とする。また、小数点第2位未満を切り捨てるものとする。)</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 県工事平均受注額(分母)を選択する場合は、過去3年間の工程別県工事年間受注額(落札金額)の平均値とする。</p> <p>(例) <u>令和3</u>年度の入札に使用する県工事の過去3年間</p> <p>1年目 平成<u>29</u>年度に受注した金額</p> <p>2年目 平成<u>30</u>年度に受注した金額</p> <p>3年目 <u>令和元</u>年度に受注した金額</p> <p>①～② 略</p> <p>③ <u>(2)③で規定する出動要請による対応及び④で規定する総務部長が指定した災害の災害復旧工事</u>も県工事平均受注額(分母)に含める。</p>	4点	受注額	<p>4×(1-県工事受注額/ 県工事平均受注額または「生産指標額×k1」 (マイナスまで算出し、下限値はマイナス30点とする。また、小数点第2位未満を切り捨てるものとする。)</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 県工事平均受注額(分母)を選択する場合は、過去3年間の工程別県工事年間受注額(落札金額)の平均値とする。</p> <p>(例) <u>令和2</u>年度の入札に使用する県工事の過去3年間</p> <p>1年目 平成<u>28</u>年度に受注した金額</p> <p>2年目 平成<u>29</u>年度に受注した金額</p> <p>3年目 平成<u>30</u>年度に受注した金額</p> <p>①～② 略</p> <p>③ <u>緊急応急対応</u>も県工事平均受注額(分母)に含める。</p>	4点																																

改正後		
	④ 略 (5)～(6) 略	
地域点	略	4点
施工体制	略	4点
資格停止 (減点項目)	略	0点
合計		98点 (90点)

改正前		
	④ 略 (5)～(6) 略	
地域点	略	4点
施工体制	略	4点
資格停止 (減点項目)	略	0点
合計		98点 (90点)

地域密着型総合評価に係る採点基準

略

別表・様式

別表第1～別紙 略

様式第1号

会社同種工事実績調書
入札参加希望者の名称

項目 \ 番号	1	2
略	略	略

備考

1 略

2 発注機関名は、鳥取県東部建築住宅事務所、鳥取県〇部総合事務所環境建築局等と具体的に記入すること。

3～5 略

地域密着型総合評価に係る採点基準

略

別表・様式

別表第1～別紙 略

様式第1号

会社同種工事実績調書
入札参加希望者の名称

項目 \ 番号	1	2
略	略	略

備考

1 略

2 発注機関名は、鳥取県東部生活環境事務所、鳥取県〇部総合事務所等と具体的に記入すること。

3～5 略

改正後	改正前
様式第1号 略	様式第1号 略